

SCAR FIST AOMORI GYM 入会申込書

チェック欄 : 入会金 ・ 月謝

入会日: 年 月 日 () 会員番号:

写真張付

本人単身で
胸から上。

フリガナ
氏名: 性別: 男 ・ 女

〒 -

住所:

電話番号: 携帯番号:

生年月日: 年 月 日 (歳) メールアドレス: @

実家住所: 緊急連絡先(実家等):

身長: cm 体重: kg 血液型: 型 国籍:

職業: 勤務先(学校名): 勤務先電話:

格闘技・スポーツ歴:

入会目的: プロ志望 健康維持 ストレス解消 ダイエット フィットネス 試合に出る
ブラジリアン柔術 キックボクシング 総合格闘技 その他()

会員契約書

- 第一条 本契約は当ジム会員 (以下甲とする)と
SCAR FIST AOMORI GYM代表小倉卓也(以下乙とする)との間に交わされた契約書である。
- 第二条 甲は乙の会則を遵守しなければならない。会則は乙の判断で随時改訂することができる。
- 第三条 甲は乙へ入会するにあたり、規定の入会金を支払う。(尚、一度支払った入会金は返金できません。)
- 第四条 甲は乙へ、練習への参加不参加を問わず乙の定める方法で毎月規定の月会費を支払う。
- 第五条 甲は以下の行為を行った場合に、乙の判断によって乙の機関から退会となる。
1) 甲が乙の会則を遵守しなかったとき。
2) 甲が乙の名誉を著しく傷つけたとき。
3) 甲が乙の機関に相応しくないと乙が判断したとき。
4) 甲が当ジム付近で風紀を著しく乱したとき。
- 第六条 甲が退会を希望する場合は、乙が定める所定の手続き(①退会届の提出、②受講料滞納分の支払い)を完了させなければならない。手続きが完了し乙が退会を認めるまでは、いかなる理由があろうとも甲は乙に対する月会費を支払わなければならない。
- 第七条 甲は乙の所有する器物及び施設に対して、故意に損傷を与えてはならない。もし損傷を与えた場合は、甲は乙の請求する損害賠償を受け入れる。
- 第八条 乙に関する施設、あるいは行事、練習および試合で起きた怪我や事故について甲は乙に対して一切の保証を請求しない。
- 第九条 甲の移転、転職、進学などで入会申込み時に申請した内容に変更があった場合、甲は乙に対してすみやかに届け出なくてはならない。
- 第十条 退会に際し、口座引き落としの関係上甲は退会される月の前月末日までに著名、捺印した退会届を直接事務に提出しなくてはならない。電話での受付は一切受け付けない。

甲: 本人署名 印
* 甲が18歳未満の場合は、保護者の承諾が必要です。
上記の者の乙への入会を認めます。

乙: 青森 SCAR FIST ジム
〒030-0855 TEL/080-6021-1157
青森県青森市北金沢1丁目1-3
代表: 小倉 卓也

保護者署名 印